

葛巻町特産品販売促進事業費補助金について

町の特産品の発注を受けた町内中小企業者が、町外の消費者に発送する際に支払う送料を全額補助します。

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町の特産品の流通の停滞を解消し、地域経済を回復して活性化を図るとともに、町の特産品の販売促進・販路拡大及び認知度向上による新規の顧客獲得を図ります。

2. 事業の内容

5の要件を満たす特産品の発注を受けた町内の中小企業者が、町外の消費者に発送する際に支払う送料に対し、その全額を補助します。

3. 補助対象者

5の要件に該当する特産品を販売する町内の中小企業者とします。

4. 補助対象経費

- ① 補助対象者が支払う、対象期間に町外の消費者に発送した送料とします。
- ② 発送一口当たりの特産品の購入金額（送料を除いた金額）が1,500円（税込）以上の場合とします。
- ③ ただし、5の要件に該当しない特産品の同梱は、原則として、補助の対象としません。

5. 特産品の要件

以下のいずれかに該当し町が認めたものとします。

- ① 加工品は、町内産物を加工した製品であること。
もしくは、生産者又は製造者が町内の中小企業者であること。
- ② 生鮮品は、産地が町内であること。

6. 補助金額

補助対象経費の全額とします。

7. 補助対象期間

- ① 令和4年7月1日から令和4年9月30日
- ② 令和4年11月1日から令和5年1月31日

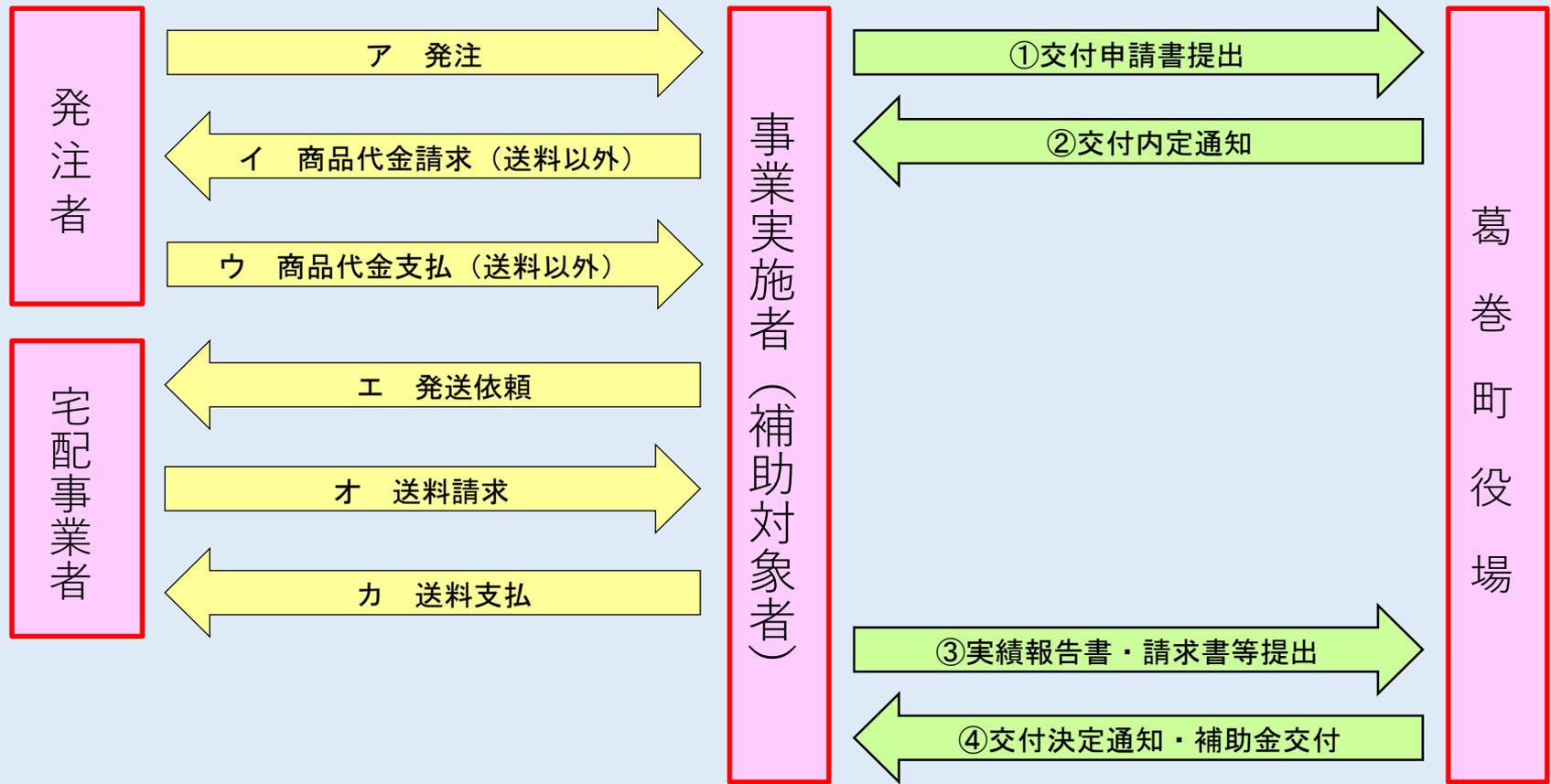
8. 実績報告書提出時の添付資料

発送日、発送先、内容物、購入金額、送料及び支払い済みであることが確認できる書類を添付することとします。

[申請書等提出先・お問い合わせ先]

葛巻町役場 いらっしやい葛巻推進課 商工観光係
電話番号：0195-66-2111（内線232、233）
受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（平日）

葛巻町特産品販売促進事業費補助金 補助金交付までの流れ



〔提出書類及び提出期限〕

【交付の申請】 ※事業開始日から15日以内

① 交付申請書 (様式第1号)

【補助金の交付】 ※各月の末日から30日以内

① 実績報告書 (様式第3号)

② 交付請求書 (様式第4号)

③ 発送日、発送先、内容物、購入金額、送料及び支払い済みであることが確認できる書類